

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成29年3月3日（金）午前10時09分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 今田委員 間野委員 西川委員 長島委員 宮内委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成29年3月3日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

3 審議案件

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 教委第77号議案 | いじめ重大事態に関する再発防止の取り組みについて |
| 教委第78号議案 | 横浜市立学校校長代理等設置規則の一部改正について |
| 教委第79号議案 | 横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について |
| 教委第80号議案 | 横浜市教育委員会職員職名規則等の一部改正等について |
| 教委第81号議案 | 横浜市教育委員会事務局等専決規程等の一部改正等について |
| 教委第82号議案 | 審査請求に関する教育長臨時代理について |

4 その他

た。なお、卒業式では、各委員が挨拶を行っております。
私からの報告は以上です。

岡田教育長 報告が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

西川委員 一言感想を申し上げます。2月18日に文化体育館で行われました小学校マーチングバンド発表会ですが、これは長い歴史がございまして、非常に熱の上がる発表会でございます。この日は1日行われたのですが、20団体、約1,000名の児童が参加しまして、すばらしい発表が行われました。また、保護者の方も早朝から大変熱心に熱い声援を送られておりました。子供たちも十分満足した演奏ができたのではないかと感じております。

また、卒業生が中心となって、YOKOHAMA ROBINS、THE YOKOHAMA SCOUTS というバンドがあるのですが、その演技も見せていただいて、子供たちも満足してその場所を去ることができたのではないかと思います。以上です。

岡田教育長 ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょうか。

長島委員 卒業式に参列してまいりました。戸塚高校定時制と桜丘高校に私は参列させていただいたのですが、戸塚高校定時制のほうは4年間という普通よりも1年長い年数で一生懸命学習して、勤労されている生徒さんもいらっしゃる中で、喜びもひとしお大きかったことと思います。今、県立高校の定時制などではほとんど3年制になっていると伺っています。通信との組み合わせで3年で卒業できるというところを、今、定時制で4年間学ぶのは、戸塚のみではないと思うのですが、19歳という年齢、それ以上の生徒もいたのですけれども、成人式を前にした生徒たちが本当に華やかに、自負心を持って卒業していった姿に感動と、心からエールを送りたいと思いました。もちろん桜丘高校のほうも立派に良い式だったと思います。報告です。

岡田教育長 ありがとうございます。
ほかに御意見はいかがでしょうか。

西川委員 私も昨日ですが、戸塚高等学校の卒業式に行ってまいりました。今年は音楽コースができて初めての卒業生ということで大変関心がありましたが、コースを作ったことによって、学校全体の文化の意識が高まったという話も伺いました。最後にとってもすばらしい合唱を聞かせてくれたのですが、感動するものでございました。以上です。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
ほかに御意見がなければ、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。
まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第82号議案「審査請求に関する教育長臨時代理について」は、訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは、教委第82号議案は、非公開といたします。

議事日程に従い、教委第77号議案「いじめ重大事態に関する再発防止の取り組みについて」、教育次長から御説明いたします。

小林教育次長

教育次長の小林です。それでは、いじめ重大事態に関する再発防止報告書（素案）について、御説明させていただきます。

3月1日に開催いたしました第6回いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会におきまして、再発防止に関する報告書の素案をまとめましたので、御報告いたします。

まず、本日お配りいたしました資料を確認させていただきます。1つ目がいじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書【素案（3月3日版）】、2つ目が参考資料といたしまして、外部有識者・「横浜市いじめ問題専門委員会」等からの意見による再発防止策の修正点について（平成29年3月3日時点）、3つ目がいじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の概要、この3点でございます。

なお、3点目の資料、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の概要を1枚おめくりいただきまして、7の検討経過に追記をお願いいたします。2月24日、横浜市いじめ問題専門委員会開催というところに、プロジェクト1、2開催と追記をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書【素案】を御覧ください。まず、表紙をおめくりいただき、裏面の目次を御覧ください。報告書の内容でございますが、「はじめに」の部分につきましては、現在作成中のため、今回掲載はしておりません。

次に、「再発防止策のポイント」、これは再発防止策の全体を俯瞰して要点をまとめたものでございます。後ほど詳しく御説明申し上げます。

次に、「Ⅰ 事案の経過と問題点」、「Ⅱ 問題点と再発防止策」、「Ⅲ 参考資料」という構成になっております。

それでは、再発防止策のポイントから御説明いたします。この部分の説明については、検討委員会の副委員長を務めます高倉総務部長より行います。

高倉総務部長

総務部長の高倉です。よろしくをお願いいたします。

それでは、再発防止策のポイントについて御説明させていただきます。冊子の2ページをお開きください。まず、前文では、今回の問題を検証し、再発防止策を検討していく中で、再発防止検討委員会が課題としてとらえたものの多くは、いじめ問題に広く関係する制度や仕組み・その周知や運用、組織体制や運営の在り方、組織風土やコミュニケーションの問題であったこと、またこれらの問題はいずれの学校にも共通するものであり、同じ事態を繰り返さないためには教育委員会の各所管部署・各学校が、この報告書を踏まえまして、それぞれのアクションプランを作り、具体的な再発防止策を着実に実施する必要があるとしていきます。

次にポイントといたしまして、5点を挙げさせていただいております。最初に、「深い児童理解」でございます。学校の現場では、個々の教員がそれぞれの児童生徒と向き合っていますが、その中でつらい思いをしている児童生徒に気づき、深い心理を理解できるよう、1人の児童生徒に対して複数の教員が関わり、複数の目で児童生徒をとらえていく工夫が必要であるとしていきます。

また、教職員一人ひとりが傾聴の力を育み、つらい思いをしている児童生徒の気持ちを受け止める力の向上を図ることも求めております。

2番目といたしまして、「被災児童生徒に対するいじめの未然防止」でございます。今回の事案を踏まえまして、東日本大震災で被災した児童生徒に対するい

じめ未然防止のため、放射線等に対する正しい理解を深める教育や、震災避難者や復興に関わる人々の思いや取り組みを理解する学習を進めて、被災を経験した子供たちに寄り添う心情を醸成することが必要としています。

3 ページでございますが、「組織的な判断・対応」です。学校、学校教育事務所等での組織的な判断・対応も大きな課題としておりまして、個々の教員や担当者が抱え込み、悩むことがないように、情報を共有し、組織として分析・判断して対応できるように、必要な制度や体制、仕組みの構築が求められるとしています。

また、専門スタッフの配置を進めてチームで対応できる体制を整備することは、子供と向き合う時間を確保し、子供の気持ちをしっかりと受け止めることにもつながると考えています。

さらに、組織的な判断・対応を決定するための実践的なケースカンファレンスを通じまして、問題に適切に対応できる人材の育成を進める必要があるとしています。

4 つ目ですが、「関係機関（多機関）との連携」です。いじめの問題の中には、学校や教育委員会だけでは解決できない問題が背景となっている場合があります。こうした問題については、警察や区役所、児童相談所、療育センター等、関係機関と連携し、それぞれの制度や権限を活用して、その解決や対応に取り組まなければならないこと、そのためにはカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士や心理・医療等の専門家の積極的な活用を進めまして、各機関の専門職とチームアプローチをすることが必要としています。

最後に、「いじめ対策推進法の趣旨・定義の正しい理解」です。いじめ対策推進法は、相手の心理的・物理的行為により心身の苦痛を感じているものをいじめと定義しています。いじめ対策推進法は、いじめを見落とすことのないように、支援されるべき子供の視線に立ち、いじめを広くとらえ、その上で情報の共有と組織的な対応を図っていくことを意図したものとなっておりますので、いじめへの対応に際しては、このことを正しく理解していくことが不可欠であるとしています。

ポイントについては以上でございます。

岡田教育長

それでは、次の説明に入ります前に、まず全体を俯瞰してということですので、この再発防止策のポイントのところにつきまして、何か御意見がありましたらお願いしたいと思います。

宮内委員

再発防止検討委員会が指摘した課題に対して、行政としての対応が書いてあります。また、反省事項として、深い児童理解と、被災者児童に対するいじめ未然防止策ということが正確に認識されているので、よろしいと思っております。

しかし、教育者として、私たちが考えなければいけないのは、こういった体制問題であるとか、教師の姿勢問題ということ以外に重要なテーマがあると考えております。それは、教育そのものの内容、つまり道德教育をきちんとできる、質の高い教師の育成だと思っています。

もう一つは、保護者の姿勢です。教育に対するフェアな考え、また家庭教育に対する真摯な取り組みをきちんとしていかないと、再発防止策の学校に対する要求、行政としての体制、補完、教師の姿勢を指摘したところで、多分余り世の中は変わらないのではないかと思います。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。お願いいたします。

西川委員

意見なのですが、よろしいですか。基本的にこのまとめ方でよろしいと思っています。ただ、学校とひとまとめにすると、教員も管理職も全部入るのですが、私は今回のことも含めて、やはり校長のリーダーシップが大事だと感じておりますので、もしできれば「はじめに」のところにそういうことも織り込んでいただけたら有り難いと思います。

今田委員

今、まとめの話が出ましたから、後で言おうと思ったのですが、再発防止策のポイントというのは、それぞれポイントをとらえて書いています。これらに共通するベースとして、教育者としての心構えというか、教師の哲学のようなものをしっかりと持っていくということが基本にないと、そこが一番大事なことでしょうから、まとめのところには是非、教師の哲学というか、言い方は厳しいかも分かりませんが、基本の心得をしっかりと持って取り組むことが大事ですということが必要ではないかと思えます。

それから、今保護者の立場という話がありましたが、私もそのことは、今回こういうことになって、学校が責められる立場、教育委員会が責められる立場ですからなかなか言いにくい部分でもあるのですが、物事は両面あって、それぞれ保護者のほうにも学校教育への感謝の気持ちというのを持ってもらえるような世の中の空気を作っていけないといけないと思います。そういう意味で、どう表現していくかというのはなかなか苦労が要るところなのですが、そこは是非工夫してもらいたいと思います。一方的に学校だけがということではなくて、そこはどのような言い方が良いのか、工夫してもらいたいと思います。

以上です。

岡田教育長

それでは、今、「はじめに」は書いていないので申し訳ないのですが、「はじめに」のところを書くべきことと、これから再発防止策を具体的に御説明させていただいて、そこからまたポイントに戻る、あるいは初めに戻ることもあると思います。それでは、内容の説明に入らせていただきたいと思います。

小林教育次長

それでは、私のほうから「事案の経過と問題点」、「問題点と再発防止策」についての御説明をさせていただきます。本日は素案の中で、外部有識者及び横浜市いじめ問題専門委員会、以後第三者委員会と言わせていただきますが、そこからの御意見を踏まえ、2月15日の市会常任委員会で御報告いたしました中間報告から修正した部分を中心に御説明させていただきます。

なお、第三者委員会からは、今後委員会としてこの中間報告に対する意見をまとめた答申をいただくことになっております。本日は2月24日に同委員会の会議が行われまして、ここで出していただいた意見を基に修正案を検討し、作成しております。今後、さらに答申が出た後、この修正案は修正を重ねていくことが予想されますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、4ページをお開きください。Ⅰの経過と問題点でございます。この章につきましては、字句の修正以外には、内容に関わる変更点はございませんので、次の章に移らせていただきます。

10ページをお開きください。Ⅱの問題点と再発防止策です。ここでは大変多くの御意見をいただいておりますので、項目ごとに御説明をさせていただきます。まず、全般に関わる内容でございます。外部有識者等の意見といたしまして、まず再発防止策で取り上げられている内容は、「特別な支援が必要な児童にも当てはまる内容である」、「今後の様々な児童生徒支援に効果を生むことが期待され

る」、「現場の教職員が元気になる観点をに入れてほしい」、「現場の職員が萎縮してしまっは意味がない」、「具体例を入れたほうが良い」、「学校の先生方に分かりやすいものにするべき」、「全体的に文章が重複している部分がある」、「すぐに頭に入るような文章が良い」、「横浜ではいろいろな現行の制度がある。新しい仕組みを作るのも良いけれども、現行制度を熟知して活用することが重要だ」というような御意見をいただいております。

それでは、10ページの内容に入っていきたいと思ひます。「児童生徒理解」です。これまで「児童理解」という項目にしておりましたが、中学校以上も視野に入れますので、「児童生徒理解」という項目に変えさせていただきました。問題点の（１）「児童の表面化していない心理や特性を見出す視点到欠けていたこと」、（２）「多様な視点で児童を見る体制ができていなかったこと」、この２つの項目は１つの項目にまとめて書いておりましたが、大変内容が読み取りにくいということもございましたので、１と２に分けて記載させていただきます。

（３）「児童指導上の課題解決に向け積極的に教育的支援を行わなかったこと」、この項目については、冒頭の「金品の授受」というところの表現を修正しております。

次に再発防止策です。

（１）「児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり」。この項目につきましては、「授業や特別活動の中で望ましい人間関係づくりに取り組む」、「スキルのトレーニングを行いながらいじめを未然防止していくことが重要」、「横浜市でこれまで行われている取り組みをさらに充実されることを期待する」という御意見をいただきましたので、新たに追加した項目でございます。

（２）「児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり」。この項目につきましては、外部委員の「子供が大人にSOSを出せない場合もある」、「児童がいつでもSOSを出せることが重要」という御意見を踏まえ、新たに項目を追加いたしました。

（３）「児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童理解の促進」。この項目につきましては、「教師の感性を磨き高める研修とは具体的に何か」、「行為の背後にある子供同士の人間関係があるので、集団の中でという視点を付け足してほしい」という御意見をいただきましたので、「行為・行動の背後にある子供同士の人間関係を適切にとらえる」、「教職員の児童生徒の心理をとらえる能力を高める研修」という文章を追記いたしました。また、具体例も示しました。

（４）「児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備」。この項目につきましては、「小学校において」という文言を追記いたしました。

（５）「発達段階に応じた児童生徒指導の徹底」。これについては、変更はございません。

続きまして、項目２は次のページでございます。12ページをお開きください。

「校内児童生徒支援体制の充実」です。

問題点の（１）「いじめ未然防止の取り組みが不十分であったこと」は、修正前は「万全の」という表現がございましたが、この表現は過剰だという御意見を踏まえ、表現を「効果的な」という表現に修正いたしました。

（２）「組織的意思決定プロセスが不明確であったこと」については、修正前は前段の部分と後段の部分が一致しないという御指摘を受けておりましたので、文章の記述を修正しております。

（３）「児童理解に対する情報共有や引き継ぎが不十分であったこと」は、修正はございません。

(4) 「学習の支援・再登校に向けた支援が不十分であったこと」は、新たに追加した項目でございます。これは「大切なことは子供の教育を受ける権利を担保することである」という御意見を踏まえ、新たに追加したものでございます。

次に、再発防止策に移ります。

(1) 「放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進」につきましては、前回の案では1つの項目にまとめて書いておりましたので、(1)とその下の(2)「道德教育、人権教育の充実」という2つの項目に分割いたしました。さらに、(1)につきましては、具体例を追記しております。

(3) 「課題解決に向けた組織的な対応力の向上」。この項目につきましては、校内の組織であるいじめ防止対策委員会では、「責任者がサマリーを作って工程管理をしなければならない」という御意見をいただきましたので、文章の中に「記録により工程を管理する」という文言を追記いたしました。

(4) 児童支援専任教諭の体制強化と育成」。この項目につきましては、「小学校の児童支援専任は全校配置されたが、今後能力開発が重要である」という御意見や「ケースカンファレンスやアセスメントなどの研修内容の強化が必要である」という御意見、「ケースカンファレンススキルと児童支援専任の定期的な研修」という部分を後段につけ加えまして、追記をいたしました。さらに、ケースカンファレンスという言葉についての説明を追記しております。

(5) 「校長のマネジメント力強化と、専任教諭等の課題解決能力向上」。この項目につきましては、「校長の危機管理能力開発のため、事例検討の研修の充実が必要だ」という御意見や「管理職も含めた多くの教職員の意識改革が必要だ」という御意見、それから「タイトルと内容が一致していない」という御意見を踏まえまして、タイトルを修正し、また内容の一部を見直しております。

(6) 「学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底」。この項目につきましては、「転校に際して情報の共有や迎え入れる体制などの対応が重要である」という御意見や「具体的な対策が分かりにくい」という御意見がございましたので、転校時、進級時などの具体的な対策を記載いたしました。

14ページを御覧ください。「保護者との関係構築」の項目です。

問題点(1)「保護者の心情やニーズに寄り添うことができていなかったこと」。この項目については変更がございません。

(2) 「保護者との信頼関係を構築する体制が作れなかったこと」。この項目については、「保護者との信頼関係が崩れた場合の対応が問題とされている」との御意見をいただきましたので、文章の中に「保護者との信頼関係が崩れた状況において」という部分を加筆いたしました。

(3) 「カウンセラー等の専門職や外部機関と連携が図れなかったこと」。この項目については、「専門相談とは具体的に何か」という御意見をいただきましたので、注釈を加えております。

再発防止策のほうを御覧いただければと思います。(1)「保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり」。この項目につきましては、「学校と保護者は協力し合って教育環境を保障していく関係にある」、「学校と保護者はパートナーであるという視点が重要だ」という御意見をいただきましたので、文章を修正しております。また、「具体例が必要である」という御意見もございましたので、コミュニケーション手段等の具体例を示しております。

(2) 「保護者からの相談への組織的な対応」。この項目につきましては、「共有の方法についての具体例が必要である」という御意見をいただきましたので、「学年会や児童・生徒指導部会等及び」という文章を加筆いたしました。

(3) 「学校外の相談窓口の効果的活用」。この項目については、変更はござ

いません。

16ページをお開きください。「関係機関との連携」でございます。

問題点(1)「関係機関との連携が不十分であったこと」。この部分につきましては、「警察と連携して児童への指導に当たる」という文言追記をいたしました。

(2)「スクールソーシャルワーカー(S S W)の活用ができなかったこと」。この項目については、変更はございません。

再発防止策に移ります。

(1)「関係機関(多機関)との連携強化」。この項目につきましては、「要保護児童対策地域協議会の実務者レベルでの連携がスムーズにできていない場合、部課長レベルでの連携も必要」という御意見、「具体的なこと、具体例等を入れたほうが良い」という御意見を踏まえまして、「多機関との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め」という文言を追加するとともに、具体例を示しました。

(2)「スクールソーシャルワーカー(S S W)の体制強化」。この部分については、変更はございません。

(3)「スクールソーシャルワーカー(S S W)の人材育成」。この項目については、「具体的なこと、具体例を入れたほうが良い」ということ、また「平成29年度予算における取り組みを入れたほうが良い」という御意見がございましたので、S S Wの人材育成の取り組みについて加筆いたしました。

(4)「チームアプローチ体制の整備」。この項目については、「チームアプローチに対する検討が必要だ」という御意見をいただいておりますので、新たに追加いたしました。

18ページを御覧ください。「教育委員会事務局の児童生徒指導体制のあり方」でございます。

問題点(1)「保護者の心情に寄り添った対応ができなかったこと」。この部分については、変更点はございません。

(2)「学校教育事務所及び教育委員会事務局は、迅速かつ適切な学校支援を行わなかったこと」。この項目については、「事実の確認を優先したのではなく、一定の時間に事実の確認ができず、教育的な支援が行われなかったことが問題であるということを示すべき」という御意見をいただきました。また「対応を依頼した後にフィードバックを受けたかどうかは明らかにすべき」という御指摘をいただきましたので、文章を加筆しております。

(3)「学校教育事務所が、ケースカンファレンスで組織的判断ができなかったこと」。この部分については、変更はございません。

(4)「専門相談(事務局)が、相談内容を学校と共有しなかったこと」。この項目につきましては、「相談内容を共有しないことは守秘義務の関係でやむを得ない。問題点はその中で適切な対応を行わなかったことである」という御意見をいただいております。「相談者の了解を得る取り組みは不十分」との記述を追記しております。

再発防止策(1)「学校教育事務所による積極的支援」。この項目については、変更点はございません。

(2)「緊急対応チームによる支援」。この項目につきましては、(2)と(4)「迅速な専門家の派遣」の2つの項目が1つになっておりましたので、2つの項目に分割しております。

(3)「ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施」。この項目につきましては、「様々なインシデント、アクシデントを数値化して、どのよう

な現象が起きているのか分析が必要」という御意見を踏まえまして、「様々な事案を集積し、データ化して活用する方策を検討する」という文言を加筆いたしました。

(4) は先ほど御説明させていただきました。この中では、「弁護士等の専門家を複数名配置することが望ましい」という御意見をいただいております。そのため、弁護士対応の充実について加筆しております。

(5) 「専門相談との情報共有」。この項目につきましては、「相談内容が無条件で情報共有された場合には守秘義務の原則に抵触し、相談者との信頼関係を損ねる危険性がある」、「児童の保護者から同意を受ける方法や児童の同意を受けた上で対応する方法がある」、「個人情報保護の名の下に連携できないのはいけない」というような異なる考え方の御意見をいただきました。それらを踏まえて、一部文章を加筆しております。

(6) 「いじめ事案の継続的な状況確認」。この項目は新しく追加した項目でございます。意見としては、「経過をモニタリングやフォローアップする機能が重要だ」、「いじめが解決したとき、大人の意識が行き届かなくなることに注意が必要だ」という御意見をいただきましたので、項目を追加したものでございます。

20ページを御覧ください。「いじめ調査方法のあり方」です。

問題点(1)「いじめ重大事態の判断が遅れたこと」。この項目についての変更点はございません。

(2) 「法の運用について認識が不足していたこと」。この項目につきましては、「いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、法28条2項の「疑いがあると認めるとき」としてとらえるべきである」という御意見を踏まえ、「重大事態の疑いとしてとらえ」という文言を文章に加筆しております。

再発防止策(1)「学校・学校教育事務所・事務局の連携による重大事態調査の判断」。この部分については、変更はございません。

(2) 「『横浜市いじめ防止基本方針』の改正を踏まえた再発防止策の推進」。この項目は新たに追加したものでございます。

(3) 「研修・説明会による制度周知や事例検討の徹底」。この項目については、「子供の記憶を変えない聞き取り方についてできると良い」という御意見を踏まえまして、具体例を追記しております。

(4) 「早期解決に向けた調査体制の拡充」。この項目につきましては、「専門家としてどのようなものを予定するか」という御意見がございましたので、「調査に当たる専門家の増員」、「事務局体制の充実」という文言を追記しております。

22ページを御覧ください。7「調査結果の公表のあり方」でございます。

(1) 「調査報告書の公表についての準備が不足していたこと」。この項目についての変更点はございません。

(2) 「教育的視点からの調査を活用すること」。この項目につきましては、「調査報告の目的は、教育的な視点とは異なる」という御意見をいただいておりますので、「教育的な指導につなげる」という表現に一部修正をしております。

再発防止策(1)「調査結果公表における個人情報保護関係法令の順守」。この項目につきましては、「提供と公表は異なり、報告書の性質上、公表になじまないため、公表については慎重に検討する必要がある」という御意見と、「第三委員会の報告書をホームページで報告することは公平中立性を守る上で大事だ」という考え方の異なる御意見がございました。これらを踏まえまして、横浜市の

保有する情報の公開に関する条例、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき判断する旨の記述を加筆しております。

(2) 「調査結果公表のガイドラインの作成」。この部分につきましては、変更点はございません。

24ページをお開きください。

問題点(1) 「いじめの定義の理解が不足していたこと」。この項目につきましては、『いじめの事実を明確にすることができなかったから、いじめと認識することができなかったのではないか』という御意見をいただきました。そこで、「法2条の定義に照らし、いじめと認識できなかったら」という趣旨が明確となるよう文章を修正しております。

(2) 「『いじめ重大事態』の理解が不足していたこと」。この項目につきましては、「金銭授受を伴ういじめの訴えがあったにもかかわらず、これをいじめ重大事態ととらえて認識しなかったことが問題だ」という御意見がございました。そこで、「保護者から「金品の授受を伴ういじめ」の訴えがあったにもかかわらず」という文言を加筆いたしました。

再発防止策(1) 「より効果的な研修の工夫」。この項目につきましては、「いじめの定義について、現場で迷うことが多い。事例検討しながら現場の役に立つような教材を作ってほしい」という御意見や「具体的な判断事例を通じて、判断基準を理解していくことが重要。判断基準の理解はいじめ定義の理解にもつながる」という御意見、「再発防止策として、以下の研修等を活用してもらいたい」ということで、指導者養成研修、出張行政説明について、意見としていただきました。これらの意見を踏まえまして、研修の例示をするとともに、タイトルについても「情操的な」という従来のタイトルでしたが、分かりやすく「より効果的な研修」に変更しております。

(2) 「いじめの申し立て窓口の設置」。この項目につきましては、「子供の相談窓口は多様で、アクセスしやすいような窓口を作る必要がある」、「より児童生徒が活用しやすい手法を検討してほしい」という御意見を踏まえまして、加筆・修正を部分的にしております。

(3) 「保護者や地域に向けた学校の取り組みの発信」。これにつきましては、新しく項目を追加した部分でございます。「子供は大人のまねをするということを社会全体が理解することが必要である」という御意見を踏まえて追加したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

岡田教育長

中間報告の修正を中心に説明させていただきました。長くなりますので、少し区切って御意見をいただきたいと思っております。まず、10、11ページの「児童生徒理解」、次の12、13ページの「校内児童生徒指導体制の充実」。ここまででございましたら、お願いたします。

宮内委員

「児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり」について申し上げます。現場の現実問題として、被害者と主張するとその人が急に弱者なりに認定されて大騒ぎになります。一方で、加害者とアンケート等で認識されて、指摘されていくと、加害者と指摘された人が加害者としてのレッテルを貼られ、すなわち悪だとなります。

また、声に出して言い出せない人、声が小さくて、本当に陰湿ないじめを受けている人の声を読み取ることは非常に難しい問題です。声を読み取れる環境づくりをすることは大事であります。これも教師のマインドが重要になってくると思

います。また、日々の教育の姿勢だろうと思っております。

13ページでは、教育の姿勢というところで「道徳教育、人権教育の充実」と書いてあります。「自己を見つめ、より多面的・多角的にとらえ、自らの考えを深める力を育むとともに」云々と、このとおりですが、これをどう実現していくかということについて、このような事件が起きたことを契機に、より深く考えていかなければいけないと考えております。

その根本姿勢は、教師による押しつけ教育ではだめです。清く、正しく、美しくなれと言っても、人間というのはそうではないから違った行動を起こすのだと、やはり人間の本性に向き合った教育をしていかなければいけません。人間というのは意地悪な動物であり、暴力的であり、生物学的な性行動でコントロールできなくなるようなときがあるのだという生身の姿を教える。その中で、教師が教えるというのではなく、子供たちがディスカッションし、いろいろなテーマに正面から向き合いながら教育するというアクティブラーニングの姿勢で解決するしかないのではないかと考えております。

また、いくらそういう教育をしたところで、道徳教育というのは完成するわけではありませんが、従来のやり方で道徳教育を強化する、ここに書いてあるきれいごとを並べるというだけでは、何も進化しないと危惧しております。全ては教師力の向上であり、私たちがこういった人間の嫌らしさに対して正面から向き合うということを日常的に議論する習慣を確立することが大事なのではないかと考えております。

岡田教育長

どうぞ。

間野委員

昨年12月に再発防止検討委員会を作りまして、事務局で10名、市長部局で5名、15人体制で、プロジェクトで延べ7回、委員会で延べ6回、合わせて13回、約2か月でかなり必死になって頑張ってきてやってきました。逐次報告を受けて、我々もそれなりに意見を述べて、充実させたつもりです。全部で26項目の再発防止項目を作ったのですが、やはり外部委員5人は、文部科学省や神奈川県の方、あるいはいじめ問題専門委員会の9人の方々に我々が作ったものを見ていただいて、結果として新たに7項目が加わりました。やれる限りやったのですが、そのことは謙虚に受け止めて、逆に言いますと第三者委員会とか外部委員に見ていただいて良かったと率直に思っています。

ただ、33項目ある中で、これを実行していくということがこれから大事になるわけですし、まだ完成しているわけではないので、いじめ問題専門委員会からの答申も受けて、さらに修正、追加項目もあるかもしれませんが、並行して、一遍に、同時に全部はできないので、この33項目の優先順位、どういう順番でどこをやっていくのかということをしグループに分けて、この時期になりますと当初予算で組んでいない部分もあるのですけれども、次年度、補正予算も含めて、どんどんスピードを上げてやっていく、その体制を並行してやっていくということも必要ではないかと考えています。

以上です。

岡田教育長

ありがとうございます。

どうぞ。

西川委員

意見なのですが、先ほど宮内委員が言われましたように、11ページの児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みづくり、組織、環境づくりというところで、具体

的な例はもちろん大事だと思います。ただ、定期的なアンケートでも、書ける子と書けない子がいるかもしれないので、書き方についても、お友達に見えるような状況だとか、いろいろなことがあると思います。ですから、それでとれるかどうかという心配も実はあります。保護者に対するアンケートももちろん結構ですし、定期的な相談の実施も結構だと思うのですが、基本的には日々の子供の成長の中で、朝の学活のときの子供の状況を見るときか、お昼の昼食指導ですか、そのときの子供の様子だとか、清掃時の様子だとか、遊んでいる様子だとか、日々のところで見られることは結構あります。ですから、ただこれをやりましたということではなくて、日々のそういう子供の成長の中を見られる感性というか、そういうスキルを持っていただけたらうまくいくのではないかということで、どこかにそういうことを織り込められたらうれしいと思います。

岡田教育長

ありがとうございます。
どうぞ。

長島委員

この作り方として、もし現場で何かもしかしたらという、教員が危惧することが起きた場合に、項目を拾ってみて、活用してみようというものになるのではないかと感じました。この項目を見ることによって、太字のところが目飛び込めますよね。そうすると、日々の教育活動の中で、今西川先生がおっしゃったように、常に子供たちの授業だけではなく、休み時間であるとか、昼食の時間であるとか、校外活動の時間などのときに「あれがこれかもしれない」というところにつながられるようなものになれば良いなと心から思います。まずはペーパーとしての役割を果たしてもらえるようになると良いなというのがこれに対する心からの願いです。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

西川委員

13ページの(6)「学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底」はとても大事だと思うのですが、転入生については、非常に慣れないところに、慣れない環境の下、慣れない子供たちの中に入るわけですね。親御さんにとっても非常に難しいところが、なじむまでに時間がかかると思います。そういうところについての学校としての対応、入り口のところの対応は丁寧にするべきではないかと私は感じているので、その辺も気をつけていただくと有り難いと思います。

岡田教育長

ありがとうございます。
それでは、次のページに進んでよろしいでしょうか。14ページの3の「保護者との関係構築」、16、17ページの「関係機関との連携」の2項目についてはいかがでしょうか。どうぞ。

今田委員

1つはいろいろ反省して、随分理想的なことがたくさん書いてあります。それはそれで立派だと思いますが、それが現実に実行されていかなければなりません。机上で理想的なことをたくさん言っても、現場でやる事項もたくさんあります。教育委員会でもできることもありますし、現場でやる事項もたくさんあります。そのときに、現場の先生が「そうだよな、本当だよな」と思えるようなものがないといけませんし、これがあることによってまた過重な負担になっていくということでもいけないと思います。

そういう意味でいくと、特に15ページの「保護者との日常的なコミュニケーション

ョンを図る学校体制づくり」という中で、今のいじめ対策推進法の第9条で保護者の責務等というようなこともきちんと言っているわけで、保護者に対しても子育ての自覚を促すと、そういうパートナーであるという認識はそれはそれで良いのですが、自覚を促すというようなこともないと、一方的に学校の先生たちだけを、自分たちだけを責めるような感じばかりになっていっても、それは現実問題としてなかなか実効性が上がらないのだらうと思います。

それともう一点、どこで言うのが良いのか、現実には勤務体制の問題、子供と向き合う時間を生み出していくということは、まとめのところで言うことになるのかも分かりません。そういうものも、凡人である先生が凡人である子供たちを教えていく、その凡人である先生に、そんなに過大なことを求め過ぎても、それはあれな話だと思います。

教育長、傍聴席があれなのですが、僕が話をしているので、静かに聞いておいてもらいたいと思います。

岡田教育長

よろしくお願いします。

今田委員

そういうことが分かるようなものにしないと、急に目いっぱい掲げてしまっているという気が少しします。例えば、コミュニケーションを図る取り組みの例の中でも、既存で学校だよりがあります。学校だよりも、立派なものを出しているところと、そうでないところもあります。ですから、そういう意味で、学校だよりをしっかりと充実させていくことによって、コミュニケーションづくりの一助にもなります。既存の制度の中を充実させていくという、先ほどの外部委員の意見の中にあつたそういうものも、僕はイージーなというか、身近に振り返ってやっていく、大切なことではないかと思います。

以上です。

岡田教育長

ほかにはいかがですか。どうぞ。

長島委員

今、今田先生から学校だよりというお話があつたのですが、実際に私の息子のときに、クラスが学年に2～3クラスあり、担任が3人いらっしゃり、学年だよりは共通なものですけれども、例えばクラスだよりというのを、担任によってはコミュニケーションを保護者とするために作られる先生もいらっしゃいます。すごく熱心で、例えば毎週出される方、一月に一遍ぐらい出される方、全く出されない方、学年に3人いらっしゃるとすると、保護者の受け止め方は「お隣のクラスは毎週出ていて良いわ」と思う方と、「また来たの、こんなの読むのは嫌だわ」という保護者がいるのが事実です。保護者だけではないですよね。これは全てのどの社会においてもそうだと思います。同じことをしても、同じように受け止めてもらえません。

要するに、今、教員の立場になれば、コミュニケーションをとろうと思って、自分の判断で、もしくはよかれと思ってやっていることも迷惑ととられることもあれば、不足だととられることもあるというのが現実だと、今田先生の学校だよりのお話を聞いて、思いました。

そういう中で、いつも申し上げるように、26万人の生徒がいるわけですから、そうすると26万通りの対応をしていかなければならないということで、本当に全てをひとくくりにはできません。せつかくこのようなすばらしい、一生懸命努力して作ったものがそれなりに活用されていくためには、やはりそれぞれの大人の相互理解であつたり、教育環境を整えるための関係構築というものが一番大事な

のではないかと今感じました。

同じことをしても、同じように受け取ってもらえないという、今は学級だよりの話なのですが、それはやはり同じように、全てにおいて関わってくることで、発信する力、なぜこういうことをしているのかという思いを伝える力も教員には必要だと感じます。1つの言葉では解決できないことがたくさんあり、そのために私たちは事務局として教員に研修を組んだり、お互い学び合ったりすることを行っています。本当に毎日いろいろなことを積み重ねていくことが大事だと今感じました。そんなところが感じられるようなものであると良いなと思います。内面的なものなので難しいのですが、是非そういうところも酌み取ってほしいと思います。

間野委員

17ページの再発防止策（4）「チームアプローチ体制の整備」は、A3の参考資料でいうと7ページが一番下は、「スクールソーシャルワーカーが適正に活用されている関係機関や関係部局間の連絡調整を行う運営協議会の設置が必要」という、外部有識者の意見を受けて追加した項目であります。そこに我々は文章を付けたわけですが、今度新たに4人のチーフSSWを置くので、チーフスクールソーシャルワーカーのことをここに記述して、そこを中心にチームを組むとか、そういう記述を加筆したほうが良いのではないかと思います。以上です。

宮内委員

保護者対応について、「保護者からの相談への組織的な対応」と15ページで整理されているのは、非常に現実的な対応でよろしいと思っております。保護者の中には極端な主張を繰り返してしまい、それが経験の未熟な教師の対応によってますます関係が悪化するという事象を幾つか耳にしております。いろいろな諸問題の解決のときには、ロジックだけではなく、相性とか、経験でとか、教師個人の能力に属するものによって解決される場合とされない場合があります。できるだけ柔軟な対応をする心構えを指導していくべきだと思います。

同時に、ソーシャルワーカーにつきましても、相性があります。たとえば、一定のプールを作ってケースに応じて配属するという手法などもマネジメント力によって解決すべき問題だろうと考えております。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、次に進ませていただきまして、18、19ページの「事務局の児童生徒指導体制のあり方」はいかがでしょうか。

宮内委員

私は学校教育事務所4か所全部を訪問いたしまして、数名のそれぞれの事務所の担当者といろいろと話す中で、非常に感銘を受けました。非常に真摯な対応で学校の諸問題に対応しようとしています。また、学校のほうも教育事務所に対して非常に相談しやすいと、関内に教育委員会のヘッドクォーターがあったときと違って、やはり分権組織がきめ細かく対応してくれているという積極的な意見、感想を聞きました。非常に安心いたしました。私は教育委員会が学校に対して上から目線で、上意下達でああしろこうしろと言っているのではないかと危惧していたのですが、私がモニタリングした限りにおいては、そういったことは杞憂でありました。

しかし、今ここで書かれているような組織としての対応、たまたま私が会った人たちが優れた人である可能性があるわけですが、やはりどの組織にも優れた人と優れていない人がいますし、相性の問題もあります。性悪説的な考え方で、私たちの理想とするような担当者ばかりではないとの前提で学校教育事務所のマネ

ジメントに当たることも考えております。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

今田委員

学校教育事務所はいろいろな経緯があって、いろいろな皆さんの力で平成22年にできて、立派に動き出しました。でも、今回残念ながらいじめ問題専門委員会の中では、せっかく持っている機能を活用しないことは究極の無駄遣いであるという厳しい指摘を受けて、本当に口惜しい思いをした人もたくさんおられるだろうと思いますし、私自身も長く教育委員の役目を仰せつかっている中で、方面別事務所の必要性というものを強く主張してきた者として、本当に残念に思っていて、理解が少し足りないのではないかと思っています。そう思われるようになったところにも反省すべきことがきっといろいろあると思います。学校の主体性ということを強く意識していた分、サポートすることもいけないというような感じになっていたのではないかと思います。

やはりお互いにその辺のところの胸襟を開いて、それでも1か所で100校超えるわけですから大変なのですが、現場から関内の教育委員会へ来るのは距離感もありますし、物理的にも精神的にも距離感がありますけれども、近いところで、しかも学校籍の所長がいるところで来やすいようにしようと、相談しやすいようにしようという格好で始まっているわけですから、是非ここはもう一遍意識の共有化を、今自分たちに求められることは何かということを謙虚に反省して、それで大なる誇りも、政令市の中でこういう方面別事務所を設けているところは確か無かったと、横浜だけだと記憶していますので、そういう意味で自信を持ってやっていけば良いのではないかと思っています。

岡田教育長

ほかには。

長島委員

方面別事務所については、ちょうど私が横浜市P連の役員をしているときに、こういうものを立ち上げますと教育委員会事務局から説明を受けたことを鮮明に覚えています。最初、教育委員会がばらばらになっちゃうの？というような印象を受けたところ、4分割され、こういうことになったのです。横浜市内に18区ある中で、1つであれば全てのものに同じように情報が降りていくけれども、4つに分かれたときに、きちんと本当に4つに同じ情報が伝わり、どの子供たちも保護者も同じ状況でいろいろな情報であるとか、サービスという言葉はおかしいのですが、いろいろな教育を受けられるのだろうかとかと危惧したところ、きちんとそれぞれがそれぞれの地域の特性を生かしながら、機能していると今は感じています。

北部のほうと南部のほう、東部、西部というそれぞれ抱える学校の課題、地域の課題をきちんと把握して、何人指導主事の方がいらっしゃるのか把握していませんが、それぞれが地域を歩いて学び、それを共有していくということを全ての事務所が独自にやり、例えば保護者であるとか、地域コーディネーターのような方がそこで研修を行ったりという学びの場にもなっているということは、とても意義があると私は思っています。それを支えているのは、やはり学校籍である指導主事の方々に、その中で取り組まなければならない、このようないじめであるとか、生きにくい子供たちであるとかという問題を抱えています。これにそれぞれが真摯に向き合って、できる限りの支援をするためにはどうしたら良いかということのを改めてもう一度考える機会になってしまったのだと思っています。起きてしまったことはきちんと反省し、それを踏まえ、御自分たちの今までして

きた仕事、これからしていく仕事に対して自信を持って取り組んでほしいと心から思っています。

岡田教育長

よろしいでしょうか。

それでは、次の20、21ページ、「いじめ調査方法のあり方」、22、23ページ、「調査結果の公表のあり方」、この2項目はいかがでしょうか。

間野委員

21ページの「いじめ調査方法のあり方」の再発防止策の(2)「『横浜市いじめ防止基本方針』の改正を踏まえた再発防止策の推進」は参考資料の10ページにありますように、第三者委員会からの指摘でありました。私たちももともと基本方針を変える時期だということは思っていました、抜けていたところを指摘していただいて、大変良かったと思っています。国の基本方針も改正の方向にあると聞いていますので、国とも連携をとりながら、先んじて基本方針を変えていくということが重要ではないかと思えます。

それと、事務局も慌てて作業したのでしょうか、1行目「いじめ基本方針」になっていますが、これはしやれになりません。「いじめ防止基本方針」、ほかにも誤植はあると思いますので、しっかり注意してください。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

宮内委員

23ページの「調査結果公表における個人情報保護関係法令の順守」は、「『横浜市の保有する情報の公開に関する条例』に基づき」と言うのは危険だろうと思っております。やはり教育問題、子供の問題は非常にデリケートな問題です。ですから、ある基準でこれは公開、これは非公開ということではなく、またそれぞれの事案のステージ、今一体どういうところにあるか、解決を目前としているのか、それともかなり深刻になっているか、いろいろな問題がありますので、こういう問題は個別具体的に対応するという行政の判断、裁量という余地を大きく残すべきだと思っております。

今田委員

今のことに関連して、これはそのことを意識して書いているのではないですか。何かを基準に置かなければいけないと、「基づき、公表の是非及び範囲を判断する」、一応の基準は何か、よって立つものがないといけませんので、行政文書ですから、それを基準にするのだけれども、ものによってはそれを超えて出ていく場合もあるし、そうではない場合もあると僕は解釈しました。その辺はどういう感じですか。

高倉総務部長

(1) はそもそもの基本的な考え方ということで、やはり本市の条例、あるいは個人情報保護条例等に従って判断することが必要だということです。ただ、(2) ではそれ以外にも教育的な視点なども考えていかなければいけないので、どういうものが良いのかというのは、今の段階で教育委員会内部で判断することは非常に難しいところがありますから、この後専門家の方などにも御意見を伺って検討していきたいということだけ述べさせていただきます。

今田委員

(1) から (2) はつながらないのですか。

高倉総務部長

はい。

宮内委員	分かりました。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、次の24、25ページは最後になりますが、「いじめの定義理解」になります。ここはいかがでしょうか。
宮内委員	<p>意見がないようなので私が申し上げますが、防止法が狙うところの意味は、いじめの兆候なり、何かあったら何ごと表に出して、隠蔽されないようにしようという趣旨であると考えております。したがって、心身の苦痛を感じた者、いじめられたと思った者がいればいじめがあったとなるわけです。ところが、心身の苦痛という言葉は非常に主観的な言葉であり、例えばにらまれただけでもいじめと考えたらいじめになります。それから、教師の叱責も生徒によってはいじめととらえます。これを客観的に上に上げていかなければいけない、担任の力で処理できない問題だと、何もかもみんなテーブルの上に乗せようというような風潮になると、これはまたえらいことになると思います。</p> <p>まず大事なことは、いじめは卑しい行為であると児童生徒に刷り込むという道徳教育が一番大事です。同時にたくましい子供たちを作っていかなければいけないということです。何か不愉快なことがあったときに、その不愉快なことに対する反論をし、またその反論に対してのそれなりの回答を得て、できることならば仲直りに持っていくということまで指導しなければいけないわけです。</p> <p>心身の苦痛を感じるもの全てをいじめだ、ととらえることがいじめを防止するためには一番良い方法だと、私自身も思っておりますが、これを遂行しろと言われた現場の教師たちは、たまったものではありません。にらんだだけでもいじめだとなると、やはりこれも教師間でいじめをどう定義していくか、頭からの押しつけで、法律にこう書いてあるのだからこうしろというようなことではなく、いじめというのをどう定義し、どう解決しようかという現場での積極的な質の高い、深い、それこそアクティブラーニング。これを継続することが大事だと思っております。</p> <p>教育委員会の仕事というのは、そういった深い議論を意図的に行っていく、これを言葉にするとより効果的な研修の工夫ということになるのだらうと思えます。字に書いてはありますけれども、その中に今申し上げたような永遠の課題に対する難易度の非常に高い挑戦をお願いしているとのメッセージを発していただきたいと考えております。</p>
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。
今田委員	<p>今、宮内さんが言われた中で、教育の使命というのが、とらえ方として今回このいじめの問題が大きく出て、大きな課題になっていますから、いじめを無くそうと、無くしていこうとなっています。一方で、これを言うと今の時期にという気がしなくもないですが、たくましい心を、自分で乗り越える力を培っていくということもやはり大きな教育の課題です。この辺のバランスは難しいところがあるのですが、そこもイメージできるものにしないと、一方だけで教育かというところ、決してそんなことはありません。現場の先生はやはりそういう苦労もきっといろいろとなさっているわけですから、そこをイメージできるような工夫のようなものもあると良いのではないかと思います。同じことの繰り返しかもしれませんが。</p>

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

長島委員

再発防止策の(3)の追記したところなのですが、「保護者や地域に向けた学校の取り組みの発信」というところで、もちろん差はあるのですが、各単位PTAであるとか、各学校で人権教育であるとか、人権講演であるとか、このようなことに関わる学びや講習を行うよう努力しているのが現実だと思います。ただ、なかなかそれを浸透させるためにどうしようというのが主催する側の悩みであり、そして、それを広げて多くの方々に理解してもらおうということも悩むところだと思います。

今回、この事態の後、多くの学校であるとか、管理職の方とお話しする機会がありました。いじめというものをさらに理解してもらおう、こういうことでもいじめなのだという講演や講義を主催したり、いろいろな方にお話しして分かってもらおうという努力をされている方がたくさんいます。私たち大人が声にして伝えていかなければならないことですが、先ほど申し上げたように、同じ1つのものに対しても考えや感想は全く違ってきます。今はSNSなどが発達して、あっという間にいろいろなことが広がっていく時代です。そういう時代だからこそ、やはり広い心で人の心を見る目を養うような教育環境にしていかなければいけないということを感じておられます。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

西川委員

全体の中でどこに入れたら良いのかまだ検討していませんが、今回のことも含めまして、やはり時間の経過については課題だと思います。ですから、迅速な対応というスピード感とか、そういう言葉を入れるべきではないかと私は感じます。

それともう一つは、学校の中の組織は本当に小さいですよ。それぞれの学校で大きくないと思うのですが、そこで若い先生もいらっしゃいますし、ベテランの先生もいらっしゃる、いろいろな方がいらっしゃる中で、こんなことを言ったらみんなに笑われてしまうかな、恥ずかしいかなではなくて、風通しの良い環境を校長先生がお作りになることが大事なのではないかと思っています。やはり、ここはこうだよと言えるような、風通しの良い環境というのは、私はとても大事だと思っています。

それから、全体的には、事が起きるといことは日々あります。正直言うと、日々いろいろな、細かいことからあるのですが、それにどう対応するか、そのスピード感というものも私はとても大事だという気がいたしております。

以上です。

岡田教育長

どうぞ。

間野委員

前に戻っても良いですか。文言について2つ。2ページ、「再発防止策のポイント」の「深い児童理解」、私の日本語の感覚だと、「深い児童理解による早期発見」とか、「初期対応」ということが、つまり理解しただけで何もアクションを起こさないのかと、私の語感だとそうなるのですが、学校の先生方は理解したら必ずアクションを起こすということが多分学校の教育現場では当たり前ですから除いているのかもしれませんが、みんなが読む文章としては、そういうものがあつたほうが良いのではないかと思います。

それから、表紙です。発信者は「横浜市教育委員会いじめ重大事態に関する再

発防止委員会」ではないのでしょうか。これだと市長部局も含めて、横浜市全体というように誤解されます。実際に市長部局の人にも入っていただいています。が、この会議の位置づけは教育委員会内部ですよ。

高倉総務部長 はい。

間野委員 であれば、ここに「横浜市教育委員会」というのを加えたほうが正確ではないかと思いました。何かお考えがあるのであれば、またそれは教えていただければと思います。

高倉総務部長 今回は特に市長部局からも入って、そのことによって教育委員会内部だけではなくて、庁内でも広く意見をとってという趣旨で設置していますので、そういう意味では横浜市いじめ重大事態に関する再発防止委員会という形でいきたいと思っております。特に関係部局の職員の人にもかなり積極的に御意見をいただいて、自分のこととして御意見をいただいたことが随分反映されていると考えております。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。

長島委員 2ページの2つ目の「被災児童生徒に対するいじめの未然防止」というところに少し関係するのですが、東日本大震災が起きた直後、福島をはじめ、被災地のほうから多くの児童生徒が横浜に避難してきて、学校側では受け入れていたという現実の中、例えば外部の講師の方がいらして、何か講演をすとかそういうときに、子供たちがトラウマやパニックなどを起こさないように、この学校ではこうやっていますということを確認しながら丁寧に進めていたのがほとんどだと思います。

今、年数が過ぎて、やはり少し忘れがちになってしまったり、もちろん学年が進んで、小学校から中学校になったり、もしくは小学校に上がった子もいる、卒業した子もいる中で、そういう児童生徒に対し、マニュアルのようなものが今存在しているのかという、当時と今は状況が違うので、これを作成するに当たり、その辺の確認をまたとっていくことも大事なのではないかと思いました。各学校では状況が変わってきていますから、当時の綿密な対応の仕方とまた違うということで、保護者の方々の中にも「うちは大丈夫ですよ」という方もいらっしゃる、時間がたてばたつほど逆にナイーブになっている方もいらっしゃいます。先ほど言ったように、100人いたら100通りなので、マニュアルは作れないと思います。ただ、学校が困らないような対応をしてあげられるような何かを事務局のほうで少し検討していただけたらと思います。あればあるで良いのですが。

間野委員 先ほどの高倉部長の説明では、市長部局も入っているのが横浜市というように、教育委員会はいらないという話だったのですが、たしか法律では市長部局のほうに調査委員会のようなものを設置することもできましたよね。それと紛らわしくないかということが、あくまでも今回はまだ教育委員会の中でやっていることで、これでもさらに問題があった場合には、たしか市長部局の中にも作って対応することができたと思います。それと違うということが分かるような表現がどこかに、「はじめに」の中でも良いのかもしれないのですが、そうでないと簡単に何でもオール横浜というわけにはいかないと思いますので、誤解のないようにしておいていただいたら良いのではないかと思います。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

宮内委員

最初のページの「はじめに」にいろいろな思いが書かれていくのだろうと思います。繰り返しになりますが、行政の支援として、対応策として8項目が挙げられているのは良いです。でも、大事なはその前提である教育、教師の姿勢や、さらに協働するパートナーである保護者も入らなければいけません。私は最近気になっているのですが、学校の先生方が「保護者様」という表現をします。保護者を腫れ物に触るがごとく思っているのではないかと危惧しています。かつては学校側は保護者は言うことを聞けと偉そうにしていました。今度はその逆になって、極端から極端に振れるということがないように願いたい。

今回はいじめ重大事態に対する再発防止検討委員会で、いじめがメインテーマになっていますが、いじめを防止する云々ということと同時に、強くたくましい子供、ものを深く考える子供、思いやりのある子供を作るということを何らかの形で表現していただきたいと思っております。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、まだまだ有識者の方からの追加意見も提出されると伺っていますし、第三者委員会からは正式に文書でと伺っており、これからまた中を検討していくことになると思いますので、ほかには御意見等がなければ、教委第77号議案につきましては、継続審議としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、継続審議といたします。

次に、教委第78号議案、教委第79号議案については内容が関連する案件であるため、所管課からまとめて御説明いたします。

魚屋教職員人事部長

教職員人事部長の魚屋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

平成29年、来月に実施されます県費教職員の市費移管に伴います規則等の改正について、お諮りいたします。教委第78号議案「横浜市立学校校長代理等設置規則の一部改正について」及び教委第79号議案「横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について」、一括でお諮りさせていただきます。

それでは、内容につきまして市川教職員人事課長から説明させていただきます。

市川教職員人事課長

教職員人事課長の市川です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、教委第78号議案になります。1枚おめくりいただきまして、2ページになります。提案理由でございます。横浜市立学校に置かれる統括校長の役割を明確にするとともに、教育委員会が指定する横浜市立中学校に校長代理を置くことができることとするなどのため、横浜市立学校校長代理等設置規則の一部を改正したいので提案させていただきます。

先に進みまして、5ページを御覧いただければと思います。こちらが現行の校長代理等設置規則と、新たに改正します規則との新旧対照表になっております。こちらで説明させていただきたいと思っております。

まず、大きく統括校長という形で規則を制定いたしますので、ちょうど真ん中あたり、右側が改正後の案になりますが、ここの3条に「統括校長」ということ

で、第3条「教育委員会が指定する学校に統括校長を置くものとする」、第2項「統括校長は、校長の中から委員会が任命する」、第3項「統括校長は、校長相互の協力の下、次の事項を行う。(1) 学校経営に関する研究の推進、(2) 校長に対する学校経営上の指導及び助言、(3) 委員会が定める方針等の周知及び情報提供」、こちらを規則として新たに設置させていただきます。

これに伴いまして、規則の名称自体が変わります。上のほうを御覧いただければと思います。現行の「横浜市立学校校長代理等設置規則」を「横浜市立学校統括校長等設置規則」に、規則の名称自体も変更となります。

続きまして、第4条を御覧いただければと思います。こちらに新たに「委員会が指定する中学校及び高等学校に校長代理を置くことができる」という形で、中学校が新たに加わるという形になります。

以降、条ずれがございます。5条、それから裏面に参りまして、6ページになります。4項に同じように「校長代理を置く中学校」という言葉が追加となります。

それ以外にアンダーラインが引いてあるところにつきましては、文言の整理等がございます。

前のページに戻っていただいて恐縮ですが、5ページの第1条に、新たに「統括校長」という言葉を挿入させていただいております。

また、1枚お戻りいただきまして、3ページになります。こちらの規則改正につきましては、3ページの一番下になりますが、この規則につきましては、平成29年4月1日から施行という形で現在は考えております。

それから、教委第79号議案「横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について」でございます。こちらにつきましては、1枚おめくりいただきまして、2ページになります。提案理由は、教育委員会が指定する横浜市立中学校に校長代理を置くことができることに伴い、関係規定の整備を図るなどのため、横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部を改正したいので提案させていただくものでございます。

やはり飛びまして、5ページを御覧いただきたいと思います。こちらが新旧対照表になっております。教育公務員特例法の施行令の改正がございまして、条ずれが発生しておりますので、第1条でこの文言の修正、それから、教委第78号議案でも申しました、中学校に新たに校長代理を置くことができるという改正がございまして、第2条(2)で「中学校及び」という言葉が挿入されております。

こちらにつきましても4月1日から施行させていただくという形で提案させていただきます。

以上、説明でございました。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

西川委員

今までも統括校長がおられましたよね。今度規則になったのは初めてということで理解してよろしいのですね。

市川教職員人事課長

今までは要綱設置という形でした。各区に小学校1名、中学校1名、合計36名になります。それに特別支援学校、高等学校を含めて、合計で38名の方が統括校長として指名されております。

西川委員	もう一つ、79号のほうで、中学校に校長代理を置くというのは、具体的にはどういう学校を想定していますか。
市川教職員人事課長	具体的にはサイエンスフロンティア附属中学校を今想定しております。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、説明は一括させていただきましたが、1号ずつ採らせていただきます。教委第78号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
岡田教育長	続きまして、教委第79号議案について、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
岡田教育長	それでは、原案のとおり承認させていただきます。 次に、教委第80号議案、教委第81号議案について、これも内容が関連する案件であるため、所管課からまとめて御説明いたします。
魚屋教職員人事部長	それでは、引き続き市費移管に伴う改正について説明させていただきます。 教委第80号議案「横浜市教育委員会職員職名規則等の一部改正等について」及び教委第81号議案「横浜市教育委員会事務局等専決規程等の一部改正等について」、一括して御説明いたします。小川市費移管担当課長より説明させていただきます。
小川市費移管担当課長	市費移管担当課長の小川です。よろしく申し上げます。 教委第80号議案「横浜市教育委員会職員職名規則等の一部改正等について」、教委第81号議案「横浜市教育委員会事務局等専決規程等の一部改正等について」、この2つの議案をまとめて御説明させていただきます。説明は後ろに添付されております裏表の資料で御説明をさせていただきます。 まず1番の提案理由です。第4次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の制定に伴う道府県から指定都市への事務・権限の移譲により、平成29年4月1日から県費負担教職員の勤務条件等が市の制度へ移行されます。これに伴いまして、関係規定の整備を図る等のため、第80号議案では教育委員会規則、第81号議案では規程の一部改正等を行おうとするものでございます。 次に、2番の改正等を行う規則等でございます。まず、（1）教育委員会規則については、一部改正が3件、廃止する規則が2件、合計5件でございます。まず、アの横浜市教育委員会職員職名規則でございます。これは教育委員会の任命に係る一般職職員の職名について定めている規則ですが、新たに学校栄養職員を職名として規定します。 なお、校長、教員、事務職員及び実習助手については学校教育法において職名が規定されておりますので、この規則において改めて規定することはございません。

次に、イの横浜市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校事務主幹等設置規則でございます。これは学校の事務職員について、これまで県の職制に合わせた職の設定を行っておりましたので、事務主幹、総括事務主査等の名称をこの規則で定めておりました。今回、これらの名称の規定が不要となるため、廃止しようというものでございます。

同じくウの横浜市学校栄養主査等設置規則につきましても、学校栄養職員についてこれまで県の職制に合わせ、学校栄養主査等の設定を行っておりましたので、イと同様に廃止するものでございます。

続いて、エの横浜市立学校教職員互助会規則でございます。教職員互助会の会員になることができる者の範囲の追加及び職名の改正を行います。具体的には、県の職名である事務主幹等の名称を事務職員に、また学校栄養主査などを学校栄養職員に改めます。また、中学校に校長代理が設置されることを受けまして、校長代理を追加いたします。

続いて、オの横浜市立学校の管理運営に関する規則でございます。(ア)として県費負担教職員に係る文言がございましたので、こちらを削除いたします。続いて、(イ)は主幹教諭の校務分掌の文言について、中学校の校長代理設置を受け、主幹教諭が校長代理の監督を受けられるように改正するものでございます。

資料の裏面を御覧いただきたいと思います。次に、(2) 規程の改正でございますが、一部改正する規定が4件、廃止する規定が1件の合計5件でございます。

まず、アの横浜市教育委員会事務局等専決規程でございます。(ア)として、扶養手当や通勤手当といった諸手当の認定に関しまして、現行は義務教育諸学校の校長先生が県費負担教職員の分を専決できることになっておりますが、今後は市費移管に伴い、学校用務員や給食調理員も含め、校長先生がその学校全ての職員について専決できるように改正するものでございます。

次に(イ)としては、中学校の校長代理が育児休業、部分休業を申請した場合に、方面別の学校教育事務所長が専決できるように改正するものでございます。

続いて、イの横浜市立学校教職員服務規程です。(ア)として、学校に教職員庶務事務システムを導入することに伴いまして、これまでは紙ベースで処理していた出勤簿の押印を、システムを利用した出勤の記録に改正しようとするものでございます。

次に(イ)でございますが、出張命令の取り扱いについて、従来県の様式の名称を使っておりましたけれども、これを市の様式名称に改めようというものでございます。

(ウ)は、この規程の中で学校事務職員と定めていたものを、学校教育法上の正式名称である「事務職員」に改正するものでございます。

次に、ウの横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程でございます。この規程は、学校の教職員を除いた、主に教育委員会事務局の職員を対象とした勤務時間に関する規程でございます。従来、適用除外者として県費負担教職員と明記しておりましたが、その規定が不要となるため、削除するものでございます。

次に、エの横浜市立高等学校等職員の勤務時間の割り振り等に関する規程につきましては、まず(ア)でございますが、この規程は従来市費の高校教職員を対象とした勤務時間規程でございますけれども、今回の移管に伴いまして、下にありますオの県費負担学校職員の勤務時間の割り振り等に関する規程と統合いたします。その上で名称を「横浜市立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する規程」に改めようというものでございます。

次に(イ)は、標準となる勤務の開始時刻・終了時刻を規定しようというもの

でございます。

次に（ウ）は、休憩時間に関する規定でございます。高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員については1時間、その他の全ての教職員については45分の休憩時間を規定しようというものでございます。

それから、（エ）でございますが、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等につきましては、フルタイムの職員と勤務時間が異なるため、規定しようというものでございます。

オの県費負担学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程は、今御説明したように、統合により廃止するというものでございます。

最後に施行期日でございますが、第80号議案、第81号議案、いずれも平成29年4月1日としようというものでございます。

説明は以上です。

岡田教育長 所管課から説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

間野委員 裏面のエの職員の勤務時間の割り振り等に関する規程の（ウ）で、高校の校長先生、校長代理、副校長、事務職員は1時間、それ以外は45分というのは、何か歴史的な経緯があるのでしょうかけれども、余り合理性がないと思います。ですから、法律で定める45分に統一するか、皆さん1時間にするか、システムを改定する4月1日には間に合わないにしても、ゆくゆくは統一していく必要があるのではないかと思います。

魚屋教職員人事部長 今御指摘がありましたように、市立学校として一緒になりますので、方向性としては統一していく方向で今後検討していきたいと思っております。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
ほかに御意見等がなければ、教委第80号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第81号議案について、原案のとおり承認いただいでよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。そのほか、何かございますか。では、事務局からありますか。

古橋総務課長 事務局から御報告いたします。
2月20日に個人の方1名から、教育委員会会議の運営に関する要望書が提出されました。こちらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会会議で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会臨時会は、3月17日金曜日の午後2時30分から開催する予定です。

以上でございます。

岡田教育長

それでは、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は3月17日金曜日の午後2時30分から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認をお願いいたします。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の皆様、記者の方は御退席をお願いします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第82号議案「審査請求に関する教育長臨時代理について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時13分]